

「保育の必要性を確認するための書類」および認定される必要量、認定期間について

**対象者** ◇父 ◇母 ◇同居している内縁の妻・夫 ◇その他

保育を必要とする事由	必要書類	入所期間	備考
月 48 時間以上就労する	<b>就労証明書</b>	その年の年度末	仕事をやめた場合及び就労先が変更になった場合は届出が必要
母親が <b>出産の前後</b> である	母子手帳の出産予定日と保護者名のわかるページの写し <b>出産申立書</b>	<b>産前6週</b> から、 <b>出産日から8週間</b> を経過する日の翌日が属する月末	
<b>疾病</b> にかかる、 <b>負傷</b> している、または精神・身体に <b>障がい</b> を負っている	医師の診断書 ※療養期間のわかるもの・障害手帳などの写し <b>病気申立書</b>	完治等により事由が解消するまで	
同居の親族（長期入院等を含む）を <b>常時介護・看護</b> している	医師の診断書（被介護者）※介護の必要性のわかるもの <b>介護（看護）申立書</b>	介護・看護を継続している間（もしくは年度末）	
継続的に求職活動や企業活動を行っている	ハローワークが求職活動を証明した書類 <b>求職活動申立書</b>	求職活動開始から <b>89 日目</b> を迎える月の月末まで	求職活動を継続して行う場合は <b>3 か月以内</b> に再度求職活動申立書を提出すること

該当する場合のみ必要となる資料について

**対象者** ◇父 ◇母 ◇同居している内縁の妻・夫 ◇その他

対象者の状況	必要書類
新規で利用を開始するお子さん	医師による診断書または主治医の意見書等 集団保育の可否や集団生活上の注意事項が明記されたもの （こちらから指示を受けてからご提出ください。） <u>※令和3年度入所中の児童が継続して入所する場合は不用</u>
利用開始日現在お子さんに障がいがある場合	<b>障害者手帳、療育手帳</b> などの写し